

平成20~29年度

福岡県 森林環境税 事業報告書

～ふくおかの^も森^り林を未来へ～

 福岡県

平成31年3月



はじめに

本県の県土面積の約半分を占める緑豊かな森林は、水源かん養や、土砂災害の防止、生物多様性の保全などの公益的機能を有し、県民に多くの恵みを与えてくれる「県民共有の財産」です。

しかし、木材価格の下落による林業の採算性の悪化や林業就業者の減少・高齢化などにより、間伐などの手入れが行われずに放置される森林が増えた結果、森林の有する公益的機能が十分に発揮されず、洪水や濁水、土砂災害等が発生する可能性が高まるなど、県民の安全・安心な暮らしへの影響が懸念されました。

このため、本県では、森林を健全な状態で次世代に引き継ぐため、平成20年4月に「福岡県森林環境税」を導入し、荒廃した森林の再生や県民参加の森林づくりに取り組んできました。

これまでの取組により、約2万7千ヘクタールの荒廃森林が再生され、森林の有する公益的機能が回復しつつあります。

また、森林づくり活動については、10年間の参加者数が延べ12万3千人を越え、県民の森林を守り育てる気運も高まっています。

この報告書は、平成29年度までの10年間における、各事業の取組内容や成果等を取りまとめ、県民の皆さまに公表するものであり、是非ご一読いただければ幸いです。

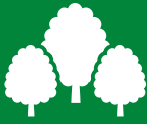
県では、引き続き福岡県森林環境税を活用し、荒廃した森林の再生等を図ってまいりますので、今後とも県民の皆さまのご理解とご協力をお願いします。



目次

はじめに

01 	福岡県森林環境税導入の経緯	1
	1 森林・林業を取り巻く状況	1
	2 福岡県森林環境税の導入	2
02 	福岡県森林環境税の収入状況等	3
	1 税の仕組み	3
	2 収入状況	4
	3 基金の設置	4
	4 基金の状況	5
03 	福岡県森林環境税を活用した事業の概要	6
	1 荒廃した森林の再生	6
	2 県民参加の森林づくりの推進	8
04 	福岡県森林環境税を活用した事業の実績・成果	11
	1 荒廃した森林の再生	11
	2 県民参加の森林づくりの推進	19
《参考》		
	1 福岡県森林環境税を活用した新たな取組	27
	2 福岡県森林環境税条例	28
	3 福岡県森林環境税基金条例	29



福岡県森林環境税 導入の経緯



① 森林・林業を取り巻く状況

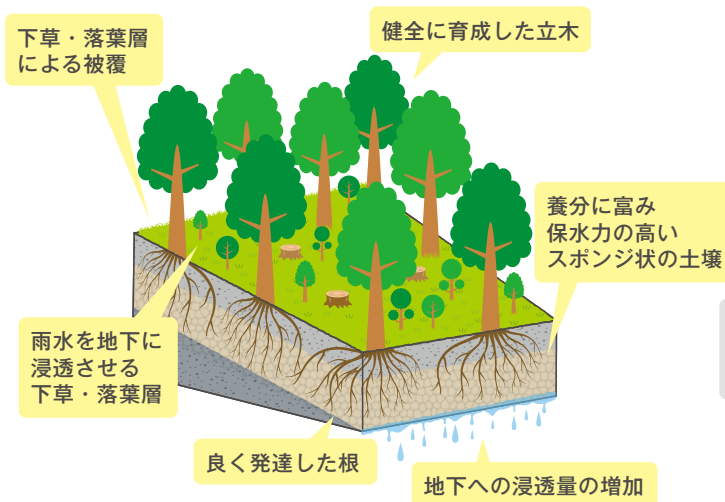
健全な森林は、洪水や濁水を緩和し水質を浄化する水源かん養機能、土砂の流出や崩壊を防ぐ土砂災害防止機能、温室効果ガスである二酸化炭素を吸収固定する環境保全機能など様々な公益的機能を有し、県民生活に多くの恵みを与えてくれます。

従来森林は、植林し、下刈りや間伐などの手入れを行い、木が成熟した後に伐採するといった林業活動の循環により管理され、様々な公益的機能が発揮されてきました。

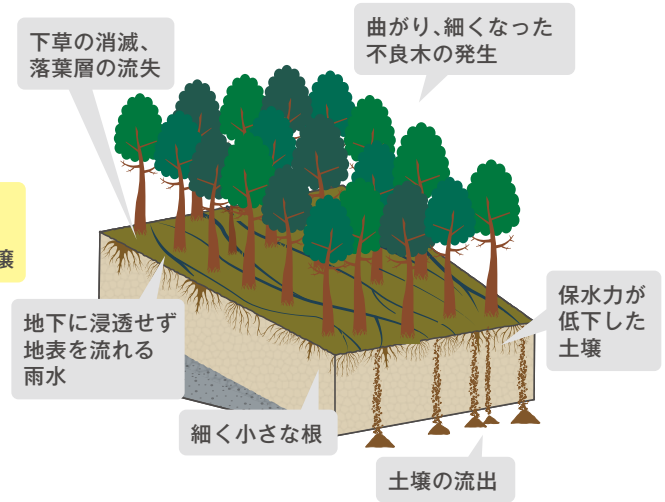
しかし、木材価格の下落による林業の採算性の悪化や林業就業者の減少・高齢化などに伴い、間伐などの手入れが行われずに放置され、荒廃した森林が増加しました。

荒廃した森林は、木が密生して林内に日光が差し込まないため、下草が生えず降雨によって土壌が失われ、木の根がむき出しの状態となり、土砂災害や濁水が発生する可能性が高まるなど、県民生活への多大な影響が懸念されます。

健全な森林のイメージ



荒廃した森林のイメージ



② 福岡県森林環境税の導入

県では、森林を森林所有者の林業活動だけでは支えられなくなったことから、平成18年4月に外部の有識者による「森林環境税(仮称)検討委員会」を設置しました。

この委員会で取りまとめられた報告書やパブリックコメントの結果等を踏まえ、森林の有する公益的機能を将来にわたって維持するためには、荒廃した森林の再生等に早急に着手すべきと判断し、その財源を確保するため、平成18年12月に「福岡県森林環境税条例」及び「福岡県森林環境税基金条例」を制定し、平成20年4月から福岡県森林環境税を導入しました。

また、導入5年目となる平成24年度には、これまでの森林環境税の事業の成果等を検証し、今後の在り方について検討を行いました。その結果、高温小雨等の影響により、海岸防風林における松くい虫被害が増加し、県民生活への影響が懸念されたため、緊急対策として「海岸防風林の松くい虫被害対策」を実施することとしました。



委員会の開催状況



シンポジウムの開催

■経過

時 期	内 容
平成14年10月	九州地方知事会が「森林保全に関する税」についての研究を開始。
平成16年10月	福岡県においても、関係各部からなる「森林保全等のための税のあり方研究会」を設置し、森林保全のための新たな施策の方向性や税導入の必要性、税収の使途について研究を開始。
平成18年 4月	具体的な検討を行うため、外部有識者からなる「森林環境税(仮称)検討委員会」を設置し、県民全体で森林を守り育て、健全な形で次世代に引き継いでいくため、森林再生のための新たな施策やその負担の考え方について、約半年にわたり検討。
平成18年11月	「森林環境税(仮称)検討委員会」から提出された報告書やパブリックコメントの結果等を踏まえ、県民の安全・安心な生活環境を守るため、早急に荒廃した森林の再生に着手すべきと判断。
平成18年12月	福岡県議会にて「福岡県森林環境税条例案」及び「福岡県森林環境税基金条例案」を提案、可決。
平成19年10月	「福岡県森林環境税条例(平成18年福岡県条例第62号)の施行期日を定める規則」の制定により、平成20年4月1日からの施行が決定。
平成20年 4月	「福岡県森林環境税条例」及び「福岡県森林環境税基金条例」が施行。
平成24年 4月	条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じるため、林業振興課長を座長とする「森林環境税に関する検討会」を設置し、6年目以降の森林環境税の課税方法や事業のあり方について検討。
平成24年12月	これまでの森林環境税の収入状況や事業成果等の検証結果、県民からの意見等を踏まえ、今後のあり方に関する検討結果を取りまとめ。 このうち、今後の事業のあり方については、「今後も引き続き、荒廃森林の再生等を計画どおり進めるとともに、新たな課題に対して的確に対応するため、限られた森林環境税収入の適切な配分と効率的な執行にさらに努めていくことが必要」とし、翌年度から海岸防風林の松くい虫被害対策強化の取組を実施。 附則第四項中「5年」を「10年」に改める「福岡県森林環境税条例の一部を改正する条例」が施行。



福岡県森林環境税の 収入状況等



1 税の仕組み

1 課税の仕組み

- 地域社会の会費としての性格を有する県民税均等割に一定額を上乗せ

2 納税義務者

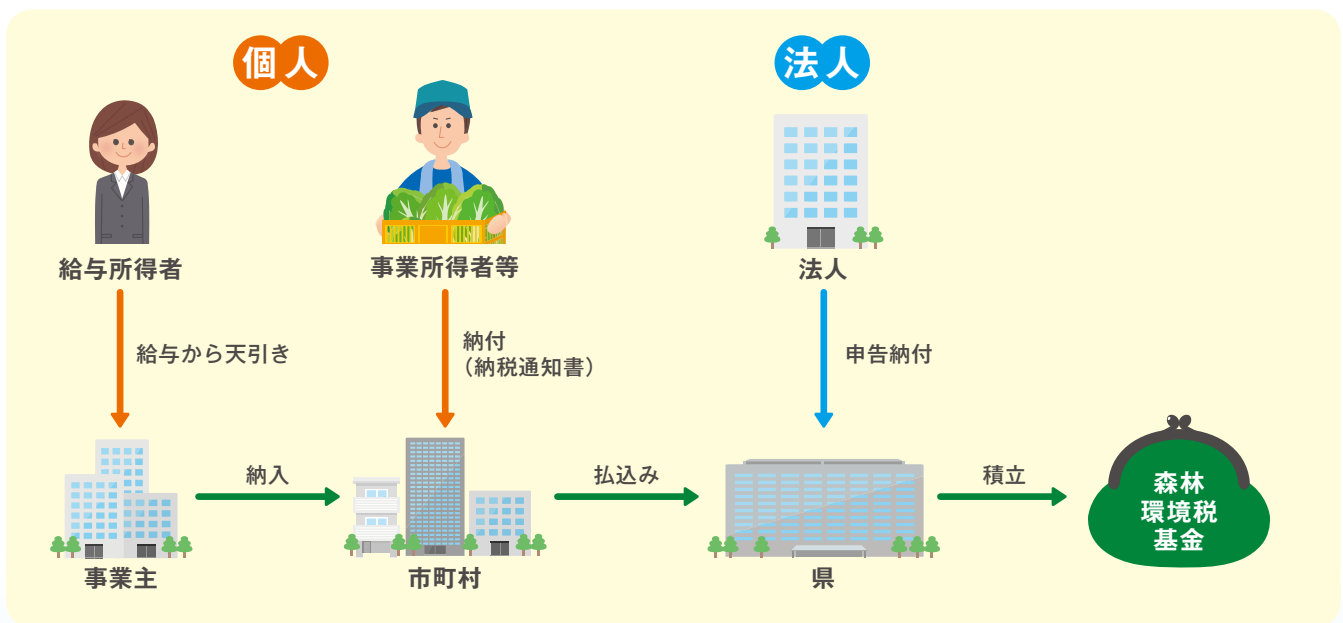
- 県内に住所等を有する者（ただし、①生活保護法の規定による生活扶助を受けている者、②障がい者、未成年者又は寡婦（夫）で前年の所得金額が125万円以下の者、などを除く）
- 県内に事務所等を有する法人等

3 税率

- 個人…年額500円（個人県民税均等割1,500円に500円を上乗せ）
- 法人…資本金等の額に応じて1,000円から40,000円（法人県民税均等割に5%相当額を上乗せ）

資本金等の額の区分	税 額
50億円超	40,000円
10億円超50億円以下	27,000円
1億円超10億円以下	6,500円
1千万円超1億円以下	2,500円
1千万円以下	1,000円

4 納税の流れ



② 収入状況

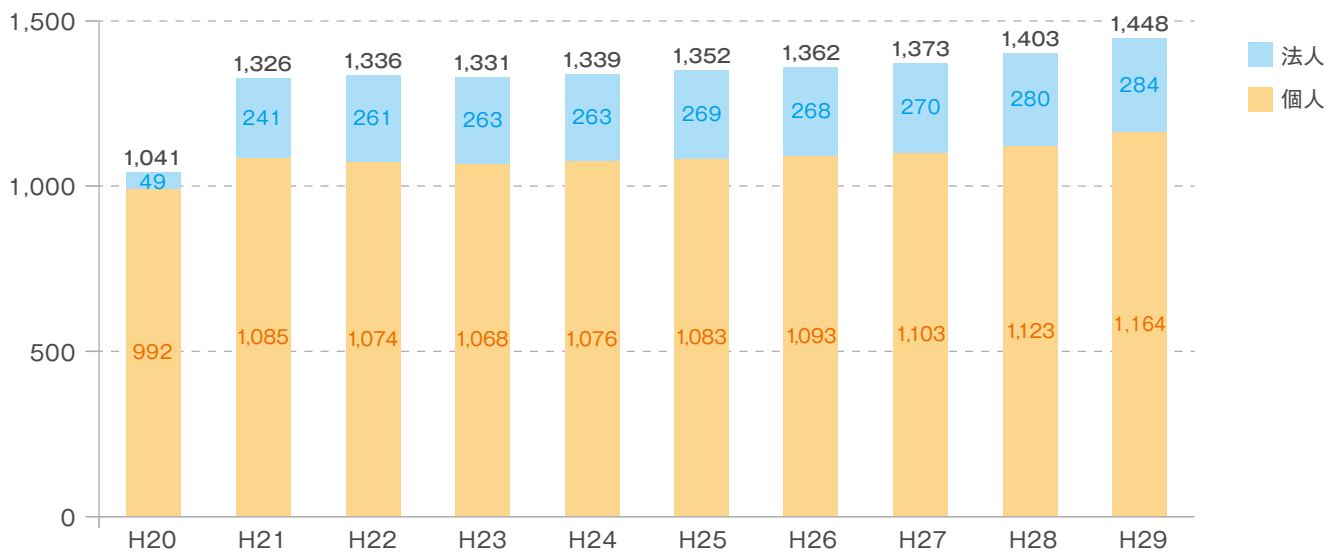
福岡県森林環境税の収入は、平成29年度までの10年間で約133億円であり、安定した財源となっています。

■ 税収の推移

(単位：百万円)

区分	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	計
個人分	992	1,085	1,074	1,068	1,076	1,083	1,093	1,103	1,123	1,164	10,862
法人分	49	241	261	263	263	269	268	270	280	284	2,449
計	1,041	1,326	1,336	1,331	1,339	1,352	1,362	1,373	1,403	1,448	13,310

(百万円)

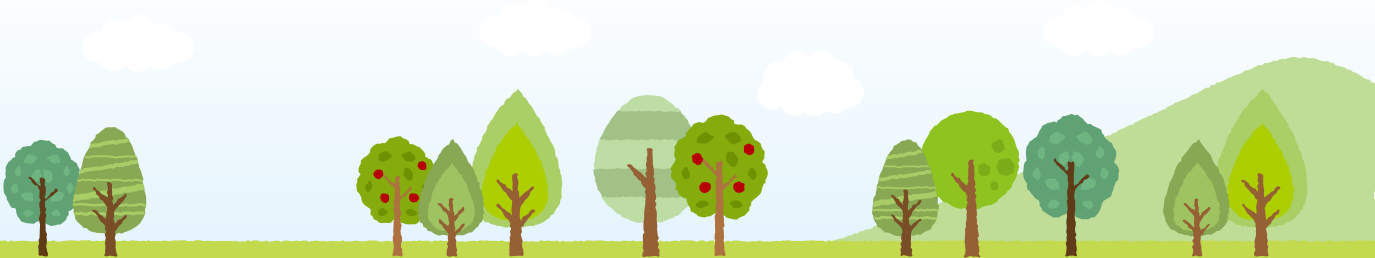


※法人分は、平成20年4月1日以後開始の事業年度に係る法人県民税から対象となり、平成21年度から平年度化している。

出典：県税務課調べ

③ 基金の設置

福岡県森林環境税の収入とその用途との関係を明確にするため、福岡県森林環境税条例の制定と同時に福岡県森林環境税基金条例を制定し、福岡県森林環境税を荒廃した森林の再生等を図る施策の費用に限定して使用することとしています。



④ 基金の状況

平成29年度までの10年間で、約132億2千万円が森林環境税基金に積み立てられ、そのうち約128億8千万円を荒廃した森林の再生等の事業に充当し、平成29年度末の基金残高は約3億5千万円となっています。

なお、この基金残高は、平成30年度以降の事業に充てることとなります。

■基金の積立・取崩額

(単位：百万円)

区分	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	計
期首残高	—	203	216	92	64	91	212	332	371	420	—
積立額 (税込等)	968	1,314	1,320	1,342	1,338	1,357	1,361	1,373	1,409	1,442	13,223
うち 運用益	—	2	3	2	2	2	2	3	3	1	19
取崩額 (事業費)	765	1,300	1,444	1,370	1,310	1,237	1,240	1,334	1,360	1,515	12,876
荒廃森林 再生事業	729	1,273	1,418	1,345	1,281	1,191	1,205	1,295	1,321	1,480	12,538
松くい虫被害 対策強化事業	—	—	—	—	—	17	8	9	7	6	46
もり 森林づくり 活動公募事業	17	18	20	19	20	19	19	20	22	21	195
情報発信 事業	18	9	7	7	10	10	8	11	10	8	97
期末残高	203	216	92	64	91	212	332	371	420	346	—

出典：県林業振興課調べ

※平成21年度までは、税込の一部を市町村の賦課徴収費に充当している。

※決算額確定前に基金に積み立てる必要があるため、実際の税込(決算額)とは異なる。

※四捨五入の関係で内訳と計が一致しないことがある。



福岡県森林環境税を活用した事業の概要



① 荒廃した森林の再生

森林は、水源かん養や土砂災害防止など、様々な公益的機能を有しています。

この公益的機能が十分に発揮できる緑豊かな森林を次世代に引き継ぐため、荒廃した森林を再生する「荒廃森林再生事業」や、松くい虫被害木の伐倒駆除を実施する市町への支援を行う「松くい虫被害対策強化事業」を実施しました。

① 荒廃森林再生事業

(1) 事業の目的

県内の荒廃した森林※を再生し、森林の有する公益的機能を回復させ、これを持続的に発揮できる緑豊かな森林として次世代へ引き継ぐもの。

※荒廃した森林：下層植生がほとんどない、もしくは表土が流出したことにより、森林の有する公益的機能が低下している人工林や、伐採後、植栽されずに放置され、植栽によらなければ更新が困難と見込まれる森林

(2) 事業の内容

《荒廃森林調査》

長期間手入れがなされていない森林の中から荒廃森林を特定する調査

《荒廃森林再生》

- 森 林 の 整 備：長期間放置され、荒廃したスギやヒノキの人工林に対する間伐、枝落し、除伐、作業路の開設
- 森 林 の 造 成：伐採後植林されず放置された林地に対する広葉樹の植栽、下刈、作業路の開設
- 荒廃森林の公的取得：森林の機能を高度に発揮させる必要があり、やむを得ず公的管理が必要な荒廃森林の取得

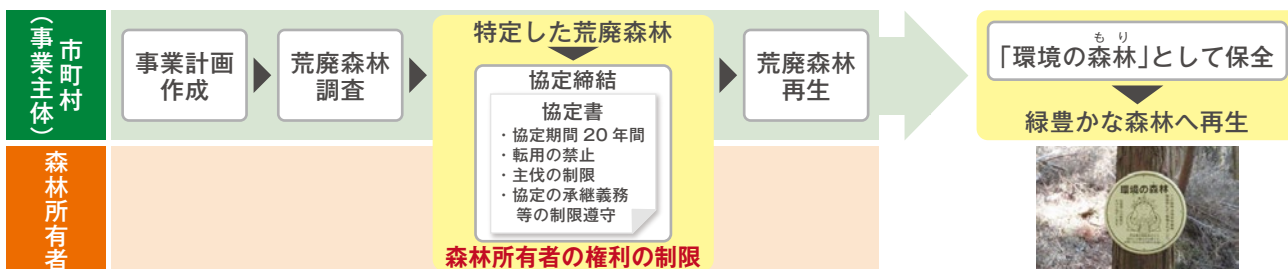
(3) 事業主体

市町村

(4) 交付率

10/10

(5) 事業の仕組み(流れ)



- 事業計画作成：事業主体である市町村が毎年度の事業計画を作成
- 荒廃森林調査：長期間手入れがなされていない森林を対象に下層植生や表土流出の状況を現地調査し、荒廃森林を特定
- 協 定 締 結：特定した荒廃森林について、市町村と森林所有者の間で、事業実施に関する協定を締結
- 荒廃森林再生：協定が締結された荒廃森林について、間伐等の事業を実施。整備後は「環境の森林」として保全

2 松くい虫被害対策強化事業

(1) 事業の目的

松くい虫被害木の伐倒駆除を実施する市町への支援を行い、被害を沈静化するもの。

(2) 事業の内容

海岸防風林における保全すべき松林（森林病虫害等防除法第7条の5及び第7条の10）において、感染源となる被害木の伐倒駆除に対する支援。

(3) 事業主体

市町

(4) 交付率

市町負担額の70～90%

① カミキリ羽化脱出

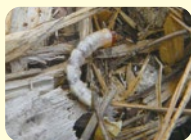
マツノマダラカミキリの蛹は春から初夏にかけて成虫になり、やがてマツから飛び出します。カミキリが成虫になって脱出するまでの間に線虫がカミキリの体に移ります。



マツノマダラカミキリ
(成虫)

⑤ 材内で幼虫越冬

卵からふ化したカミキリの幼虫は、夏の終わりから秋の間、樹皮の下で柔らかい皮を食べながら成長し、やがて材に深く穴をあけて、その中で越冬後、蛹になります。



マツノマダラカミキリ
(幼虫)



② 線虫侵入

カミキリは5月から7月ごろにかけて健康なマツからマツへと飛びまわり、若い枝の樹皮を食べます。このとき、カミキリの体の中にある線虫が、かみ傷からマツの中に入ります。



マツノザイセンチュウ

③ マツ枯れ

線虫はマツを急激に弱らせ、枯らしてしまいます。



マツ枯れの様子

④ カミキリ産卵

カミキリは線虫によって弱ったマツの樹皮にかみ傷をつくり、そこに産卵管を差し込んで卵を産みつけます。産卵は夏に行われます。弱ったマツが増えれば、カミキリが産卵できる木も増えていきます。

② 県民参加の森林づくりの推進

森林の有する公益的機能の恩恵は、全ての県民が受けており、広く県民が協力して森林を保全していく必要があります。

この森林を「県民共有の財産」として社会全体で守り育てる気運の向上を図るため、県民参加による森林づくりの活動を支援する「森林づくり活動公募事業」や、県民に森林の働きや大切さ、福岡県森林環境税による事業の実績等の情報を発信する「情報発信事業」を実施しました。

① 森林づくり活動公募事業

(1) 事業の目的

森林を県民共有の財産として社会全体で守り育てる気運の向上を図るもの。

(2) 事業の内容

NPOやボランティア団体等が企画立案して行う、以下の森林づくり活動を支援。

- 森林の整備・保全：植栽、下刈、間伐等
- 里山の保全：里山林の保全、活用等
- 森林環境教育：森林環境学習等
- その他：上記以外で、森林環境の保全や森林を守り育てる気運を高めるために有効な活動

(3) 事業主体

NPO、ボランティア団体等

(4) 交付率

10/10 以内

② 情報発信事業

(1) 事業の目的

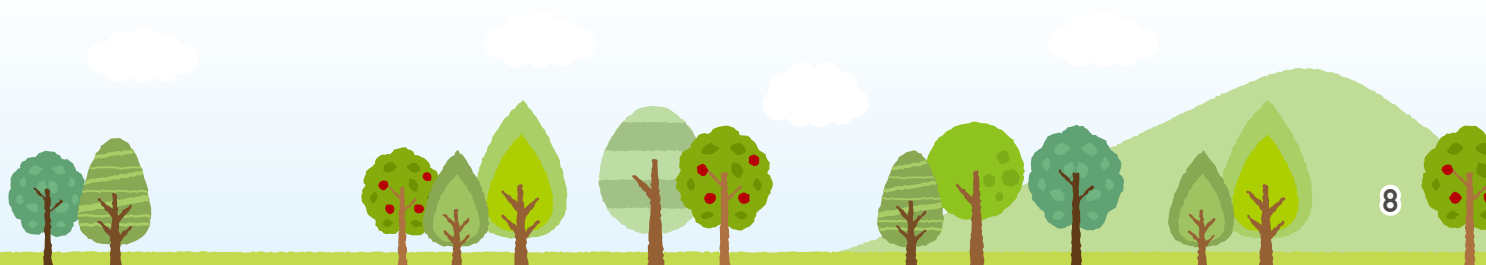
県民の森林に関する理解を深め、森林に親しむ機会を増やすとともに、福岡県森林環境税による事業の透明性を確保するもの。

(2) 事業の内容

- 森林に関する普及啓発：森林に関する情報発信、イベント等の開催
- 事業の公表と啓発：事業の実績等の公表
- 事業評価委員会の開催：事業の実績評価や提言等

(3) 事業主体

県



福岡県森林環境税を 活用した事業の イメージ

もり 森林づくり活動 公募事業

- ボランティア団体による植樹活動

荒廃森林再生事業

- 森林の整備(間伐・枝落とし等)
- 森林の造成(植栽)

松くい虫被害対策 強化事業

- 被害木の伐倒駆除

情報発信事業

- 森林環境教育
- 安全講習会

森林の役割

水源かん養

土壌が雨水を蓄えることで、洪水や渇水を緩和します。また、雨水が土を通り抜けることで、水質が浄化されます。



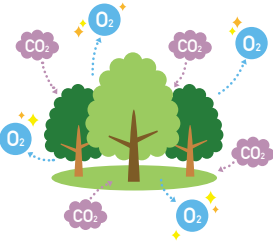
災害防止

下草や低木、落ち葉などが雨水による地表の浸食を防ぎ、木の根が土砂の崩壊を防ぎます。



環境保全

二酸化炭素の吸収による地球温暖化の防止や蒸発散作用による温度調節など、地球の環境を整えます。



快適環境形成

ヒートアイランド現象を緩和したり、防風や防音のほか、空気中の汚れを吸着したりします。



レクリエーション

人々に安らぎや豊かさを与えたり、健康の増進や行楽、スポーツの場所を提供します。



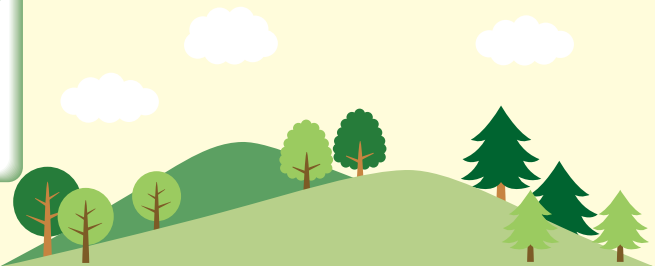
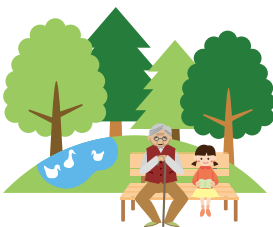
生物多様性保全

様々な野生生物や植物などが互いにつながり、ともに生きる場所を提供します。



文化・景観

森や緑の美しさが、行楽や芸術の対象となり、人々に感動を与えます。また、都市の景観に潤いをもたらします。





福岡県森林環境税を活用した事業の実績・成果



① 荒廃した森林の再生

① 荒廃森林再生事業

(1) 事業の実施状況

この事業では、荒廃した森林を健全な森林に再生させるため、間伐などの森林整備を行っています。平成20年度から29年度までの10年間で、約3万haの荒廃森林のうち、約2万7千haを整備しており、所有者自らが間伐した森林をあわせると、整備面積は約2万8千haとなり、荒廃した森林の整備は着実に進んでいます。

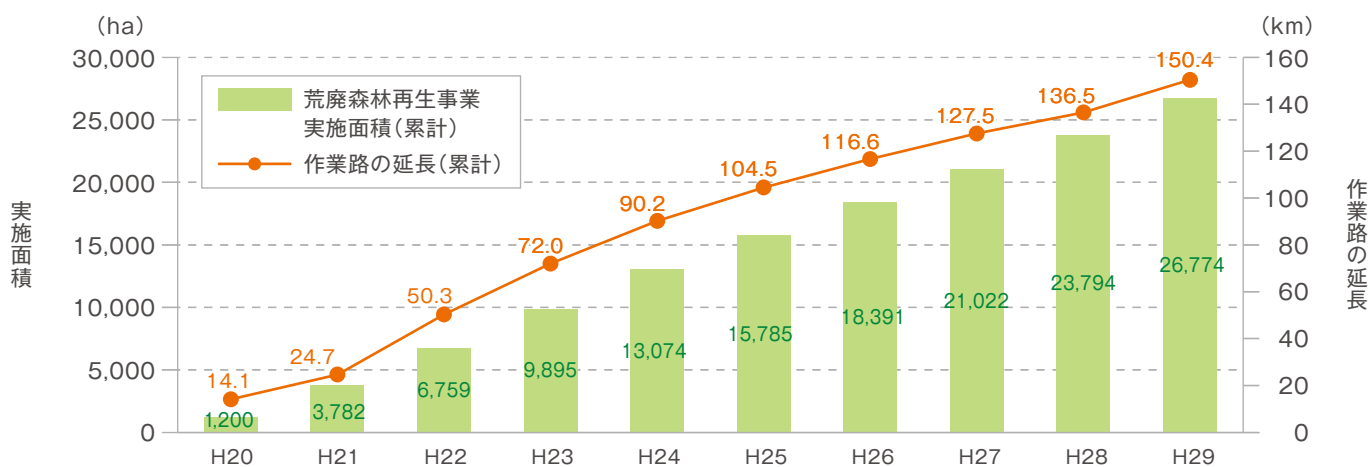
再生された森林には太陽の光が差し込み、下層植生の回復、土壌流出の減少が見られ、水源かん養や土砂災害の防止など、森林の有する公益的機能が回復されつつあります。

なお、森林所有者や境界が不明なことなどにより残された荒廃森林については、引き続き、平成30年度以降の事業で整備します。

■ 荒廃森林再生事業の実施状況

(単位：ha、km)

区分	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	計
森林の整備	1,190	2,568	2,976	3,134	3,171	2,708	2,606	2,631	2,771	2,980	26,734
森林の造成	2	7	—	—	3	0	—	—	1	—	13
公的取得	8	7	1	2	5	3	0	0	0	—	26
計	1,200	2,582	2,977	3,136	3,179	2,711	2,606	2,631	2,772	2,980	26,774
累積	1,200	3,782	6,759	9,895	13,074	15,785	18,391	21,022	23,794	26,774	26,774
作業路の開設	14.1	10.6	25.6	21.7	18.2	14.3	12.1	10.9	9.0	13.9	150.4



出典：県林業振興課調べ

(2) 実施例

《間伐》

みやこ町

施行年度 平成23年度

樹種 スギ

林齢 50年生



北九州市

施行年度 平成20年度

樹種 ヒノキ

林齢 41年生

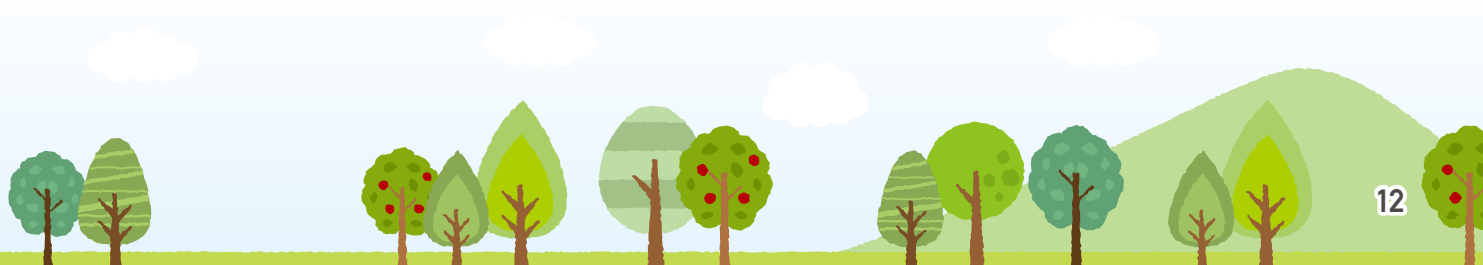
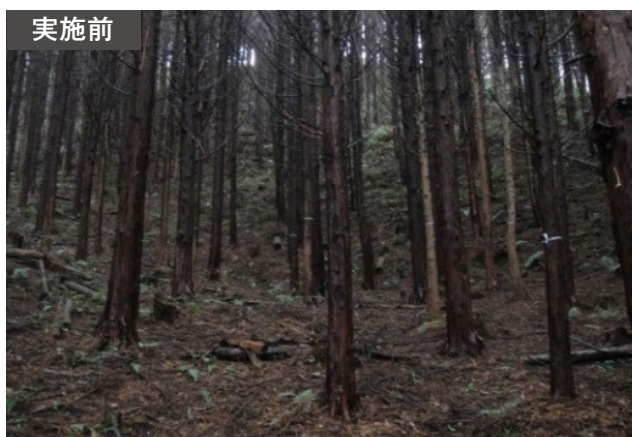


那珂川市

施行年度 平成23年度

樹種 ヒノキ

林齢 25年生



《侵入竹伐採》

北九州市

施行年度 平成25年度

樹種 スギ

林齢 55年生



《広葉樹植栽》

八女市

施行年度 平成21年度

植栽樹種 クヌギ、ヤマザクラ、コナラ



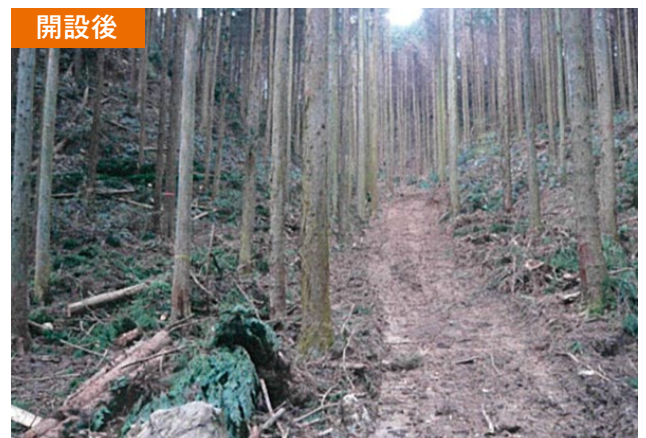
《作業路開設》

久山町

施行年度 平成27年度

幅員 2m

延長 300m



■ 荒廃森林再生事業の市町村別実績

農林事務所	森林を有する市町村	H20~H29実績				
		森林の整備 (ha)	森林の造成 (ha)	荒廃森林の公的取得 (ha)	計 (ha)	作業路 (km)
福岡	福岡市	1,183	—	4	1,187	0.1
	筑紫野市	467	—	3	470	1.0
	春日市	—	—	—	—	—
	大野城市	168	—	19	187	—
	宗像市	701	—	—	701	23.0
	太宰府市	160	—	—	160	—
	古賀市	322	—	—	322	—
	福津市	151	—	—	151	2.0
	糸島市	1,526	—	—	1,526	3.2
	那珂川市	373	—	—	373	—
	宇美町	155	—	—	155	—
	篠栗町	333	—	—	333	—
	志免町	—	—	—	—	—
	須恵町	48	—	—	48	—
	新宮町	46	—	—	46	—
久山町	447	—	—	447	2.9	
粕屋町	—	—	—	—	—	
小計	6,081	—	26	6,107	32.3	
朝倉	久留米市	503	—	—	503	3.3
	小郡市	2	—	—	2	—
	うきは市	953	—	—	953	8.0
	朝倉市	995	—	—	995	5.5
	筑前町	460	—	—	460	7.5
	東峰村	302	—	—	302	2.1
小計	3,216	—	—	3,216	26.4	
八幡	北九州市	1,124	—	—	1,124	0.3
	中間市	—	—	—	—	—
	芦屋町	—	—	—	—	—
	水巻町	0	—	—	0	—
	岡垣町	174	—	—	174	—
遠賀町	11	—	—	11	—	
小計	1,309	—	—	1,309	0.3	
飯塚	直方市	187	—	—	187	—
	飯塚市	1,755	—	—	1,755	—
	田川市	20	—	—	20	—
	宮若市	1,730	—	—	1,730	0.8
	嘉麻市	1,847	—	—	1,847	18.7
	小竹町	3	—	—	3	—
	鞍手町	165	—	—	165	—
	桂川町	54	—	—	54	—
	香春町	98	—	—	98	0.5
	添田町	1,794	3	—	1,796	29.3
	糸田町	5	—	—	5	—
	川崎町	272	—	—	272	5.8
	大任町	62	—	—	62	—
赤村	188	—	—	188	—	
福智町	206	—	—	206	—	
小計	8,386	3	—	8,389	55.1	
筑後	大牟田市	42	—	—	42	0.8
	八女市	4,064	2	—	4,066	13.3
	みやま市	90	—	—	90	—
	広川町	262	—	—	262	11.1
小計	4,458	2	—	4,460	25.1	
行橋	行橋市	117	—	—	117	0.4
	豊前市	739	1	—	739	2.2
	苅田町	51	—	—	51	—
	みやこ町	1,556	—	—	1,556	—
	上毛町	229	5	—	234	2.4
	築上町	593	2	—	595	6.1
小計	3,285	9	—	3,293	11.1	
計(54市町村)		26,734	13	26	26,774	150.4

※四捨五入の関係で内訳と計が一致しないことがある。

出典：県林業振興課調べ

(3) 事業の成果

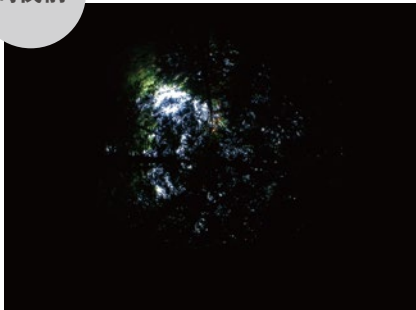
荒廃森林再生事業による間伐の効果を検証するために、間伐前後で、林内の明るさの変化、下層植生の回復状況、木本植物の稚樹の発生状況及び林地の土砂移動量の変化等を継続的に調査しています。

《林内の明るさが改善》

調査地ごとに10~20点の定点を設け、間伐前と間伐後に魚眼レンズを用いて樹冠の全天空写真を撮影し、この写真から林内の明るさの指標となる相対照度を算出しました。

その結果、間伐前は、ほとんどの調査地で10%以下であった相対照度が、間伐直後は20%程度に改善され、年数の経過により数値は下がるものの、間伐前より明るい状況が維持できています。

間伐前



間伐
1年後



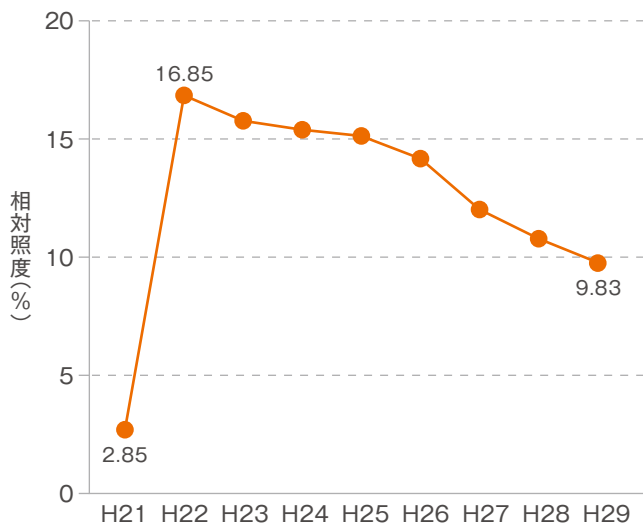
これは魚眼レンズを用いて森林を下から上に撮影した写真です。間伐前は真っ暗だった森林が、間伐後はかなり明るくなっています。



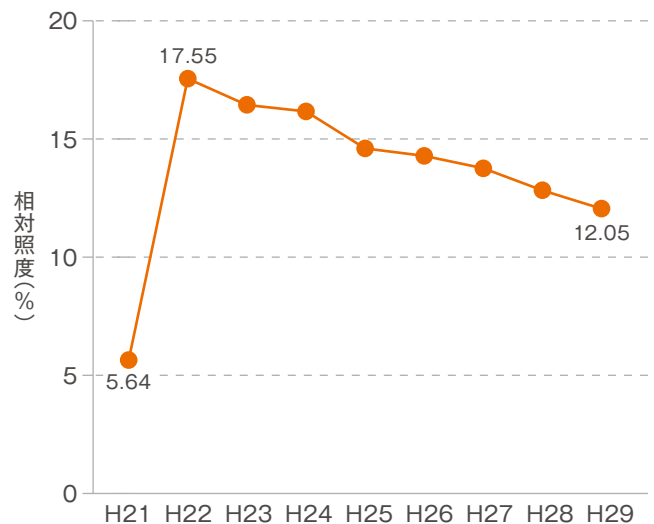
撮影の様子

■ 相対照度の変化の例

【調査地1】



【調査地2】



※H21は間伐前の値を示す。

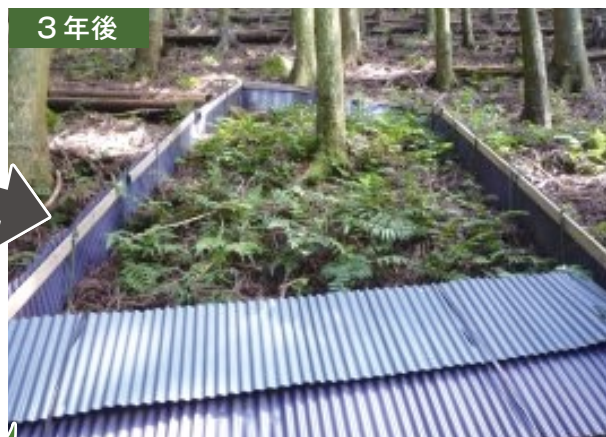
《下層植生が回復》

間伐による植生の発生を調べるため、2m×5mの固定調査区を設け、木本植物の本数や種類を調査しました。

その結果、間伐前はほとんど植生が見られなかったものが、間伐後、タブノキやシロダモなどの高木性の稚樹が発生し、下層植生の回復が見られました。



間伐前



3年後

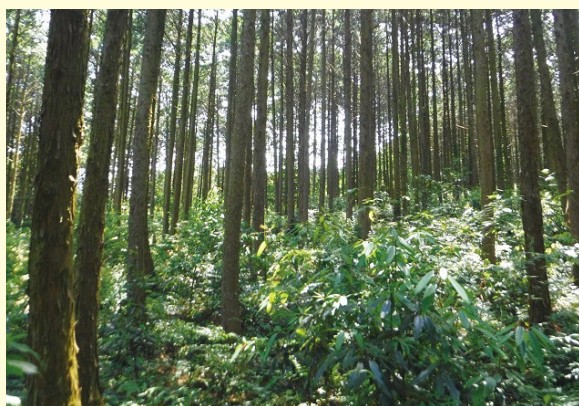


5年後

タブノキ



下層植生が回復した森林



《土砂の移動量が減少》

間伐前後の土砂の移動量を測定するため、調査地ごとに 5～10 個の土砂受け箱を設置し、定期的にたまった土砂を回収しました。

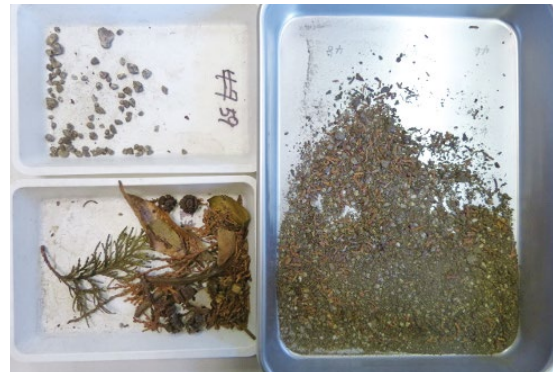
その結果、土砂の移動は、傾斜、植生量、降水量の影響を受けるため、調査地の立地条件によりばらつきがありますが、ほとんどの調査地で土砂の移動量が減少していました。



土砂受け箱の調査



箱にたまった土砂

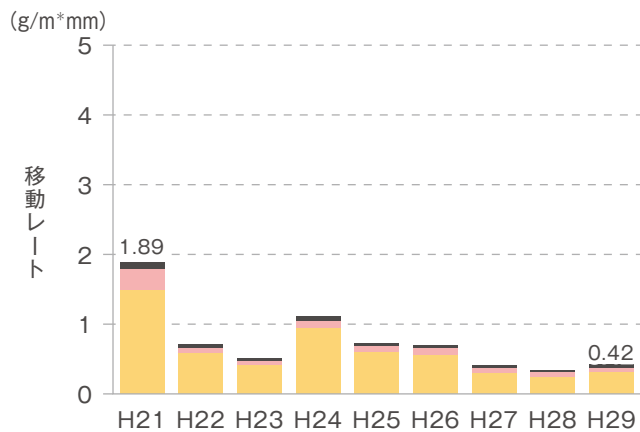


土砂の選別(細土、有機物、礫)

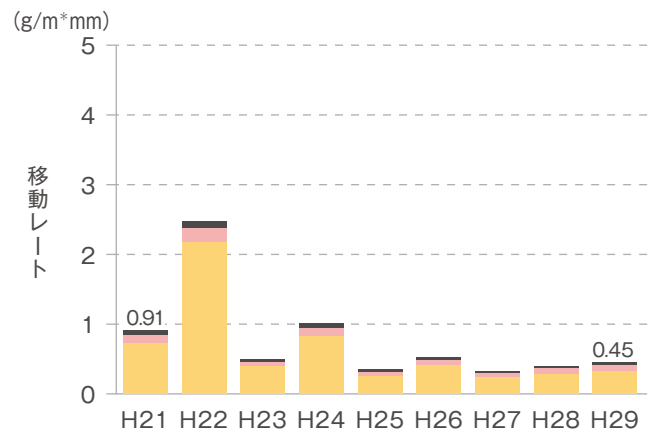
■ 土砂の移動量の変化の例



【調査地 1】



【調査地 2】



※H21は間伐前の値を示す。

2 松くい虫被害対策強化事業

(1) 事業の実施状況

平成25年度から、森林環境税を活用し、8市町で松くい虫被害木の伐倒駆除を支援し、被害の沈静化に取り組みました。



被害木の伐倒



伐倒した被害木の搬出



松くい虫の被害を受け、赤く枯れたマツ



伐倒駆除後のマツ

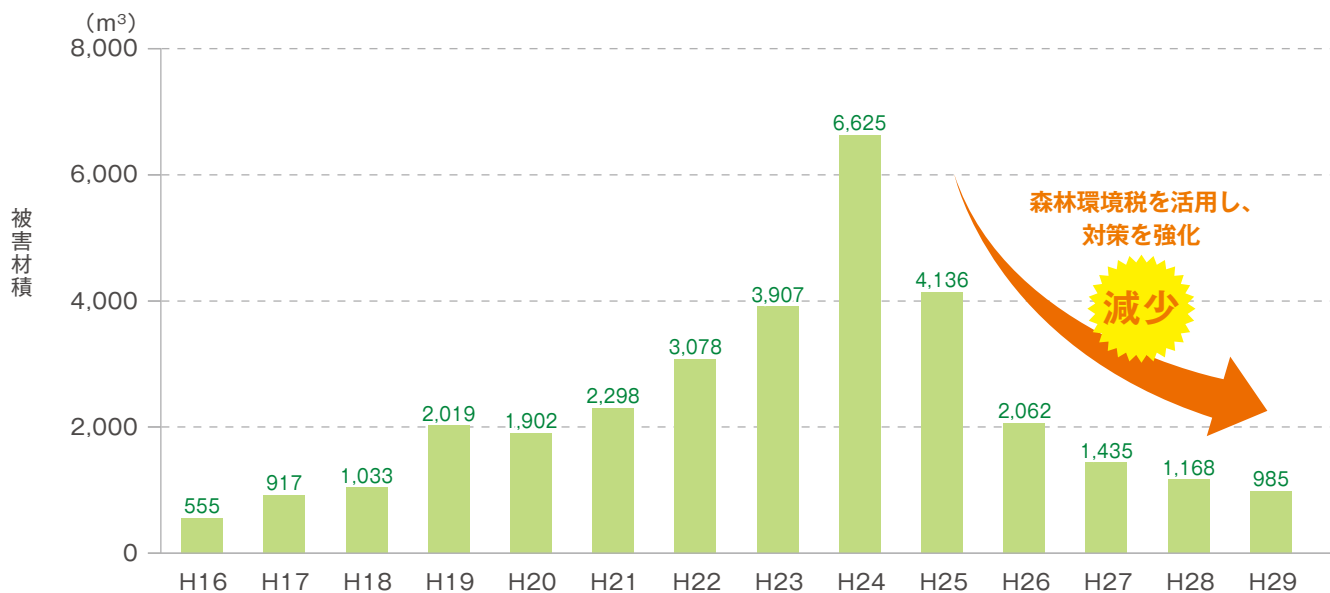
市町別の実施状況 (単位: m³)

市 町	H25~H29 実績
福岡市	3,817
宗像市	722
古賀市	278
福津市	137
糸島市	323
北九州市	86
芦屋町	1,056
築上町	405
計	6,824

出典：県林業振興課調べ

(2) 事業の成果

対策を強化した結果、平成25年度から被害は減少傾向に転じ、県内民有林の平成29年度被害量は近年で最も被害量の多かった平成24年度の15%程度まで減少しました。



出典：県林業振興課調べ

② 県民参加の森林づくりの推進

① 森林づくり活動公募事業

(1) 事業の実施状況

この事業では、福岡県内に事務所を有するNPOやボランティア団体等が企画立案して行う県内の森林づくり活動を募集し、外部有識者で構成される福岡県森林環境税事業評価委員会の審査を経て、採択された活動を支援することにより、県民参加の森林づくりを推進しています。

平成29年度までの10年間で、441件の森林づくり活動を採択し、延べ123,074人の参加がありました。

■ 森林づくり活動採択件数及び参加者数

(単位：件、人)

区分		H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	計
森林の整備・保全 (間伐・植栽等)	採択件数	20	18	19	17	16	20	18	23	25	22	198
	参加者数	2,822	3,402	4,960	4,461	4,248	5,439	5,077	5,915	5,887	5,477	47,688
里山の保全 (竹林の整備等)	採択件数	12	9	10	16	14	9	12	12	12	12	118
	参加者数	1,846	2,090	4,012	5,756	4,931	3,522	4,006	4,963	5,340	4,937	41,403
森林環境教育 (自然観察会等)	採択件数	5	12	11	7	9	9	11	8	10	10	92
	参加者数	673	2,330	3,041	2,632	3,117	2,648	3,383	2,878	4,301	3,301	28,304
その他 (シンポジウム等)	採択件数	3	3	4	3	3	4	4	3	3	3	33
	参加者数	442	409	1,294	487	502	437	805	588	388	327	5,679
計	採択件数	40	42	44	43	42	42	45	46	50	47	441
	参加者数	5,783	8,231	13,307	13,336	12,798	12,046	13,271	14,344	15,916	14,042	123,074

出典：県林業振興課調べ

(2) 実施例

《森林の整備・保全》

実施団体 森と海の再生交流事業実行委員会

活動名称 森と海の再生交流事業

採択年度 平成20～29年度

活動内容 市有林地内において、漁業関係者、林業関係者、民間企業、行政が協働し、クヌギ等の広葉樹を植栽。(福岡市)



クヌギ等の広葉樹植栽

実施団体 三里松原防風保安林保全対策協議会

活動名称 三里松原 松葉かき・松苗植樹

採択年度 平成20～29年度

活動内容 三里松原において、地域住民や小・中学生が松葉かきや松苗の植樹を実施。(岡垣町)



松葉かき

《里山の保全》

実施団体 ハローグリーン・けいちく

活動名称 京築地区森林整備活動「ハローグリーン・けいちく」

採択年度 平成 21～29年度

活動内容 京築地域の里山林等で、除伐、草刈り、枝打ち、間伐、クヌギ等の植樹を実施。(苅田町)



里山林の草刈り作業

実施団体 特定非営利活動法人北九州ピオトープ・ネットワーク研究会

活動名称 平成竹取伝説(竹林保全活動)

採択年度 平成 20、23～29年度

活動内容 公募した参加者により定期的に伐竹作業を行い、伐った竹を使って、竹細工や門松を作成。(北九州市)



伐竹作業

《森林環境教育》

実施団体 福岡県林業研究グループ連合会

活動名称 集まれ！森林のなかまたち

採択年度 平成 22～29年度

活動内容 チェーンソーによる立木伐倒デモや丸太切り体験、My箸づくりを実施。(久留米市)



丸太切り体験

実施団体 福岡工作の森

活動名称 木育おもちゃの森ひろば

採択年度 平成 23～29年度

活動内容 間伐材を使ったおもちゃ作りや、紙芝居を使った木育講座等を実施。(福岡市)



木とふれあう木育体験

《その他》

実施団体 福岡県竹林サミット実行委員会

活動名称 福岡県竹林サミット

採択年度 平成 20～22、24～29 年度

活動内容 県内各地で竹林・森林の保全活動に取り組む団体からの事例報告や基調講演、バンブーオーケストラによる演奏を実施。(飯塚市)



バンブーオーケストラ

実施団体 特定非営利活動法人山村塾

活動名称 プロが教える山仕事講座

採択年度 平成 20～29 年度

活動内容 参加者の技術レベルに応じたチェーンソーワーク研修（基礎編、伐木編、指導者編等）を実施。(八女市)



チェーンソーワーク研修



もり
森林づくり活動公募事業の活動を行う際には、「森林環境税 PR用のぼり」を人目につく場所に設置することで、参加者の皆さまに森林環境税の普及啓発を図りました。



これまで実施した各団体の森林づくり活動の概要については、県ホームページに掲載しています。森林づくり活動公募事業は平成 30 年度以降も継続して行っていますので、活動に興味のある方は是非ご覧下さい。

<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/katsudou-dantai2.html>



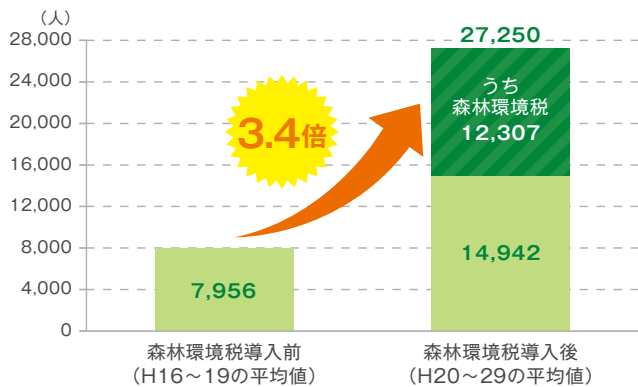
(3) 事業の成果

《県民参加の森林づくり活動が拡大》

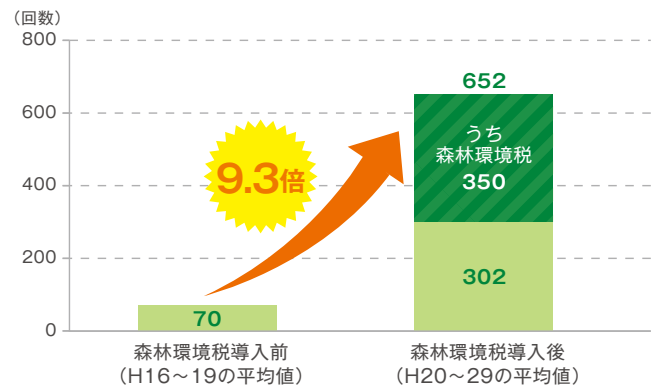
平成20年度の森林環境税導入以降、県内のボランティア団体等による森林づくり活動の参加者数は、10年平均で年間約27,000人となり、導入前の約8,000人に比べて3.4倍に増加しました。

また、森林づくり活動回数は、10年平均で年間約650回となり、導入前の70回に比べて9.3倍に増加し、漁業関係者による植樹活動や地域住民による松林の整備など、様々な森林づくり活動が県内各地に広がりました。

■ 森林づくり活動参加者の推移



■ 森林づくり活動回数の推移



出典：県林業振興課調べ

《森林を守り育てる気運が向上》

平成29年度までの10年間に、森林づくり活動公募事業を実施した延べ441団体に対して森林づくり活動についてのアンケート調査を実施し、405団体から回答を得ました。(回答率92%)

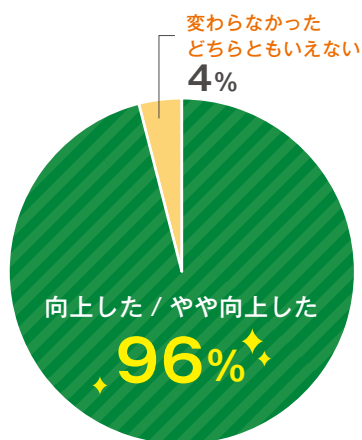
このアンケートの結果、「森林を守り育てる気運は向上しましたか」の問いに対して、「向上した・やや向上した」という回答が96%を占めました。(問1)

また、「今後も森林づくり活動を行いますか」の問いに対して、「行う」という回答が99%を占めました。(問2)

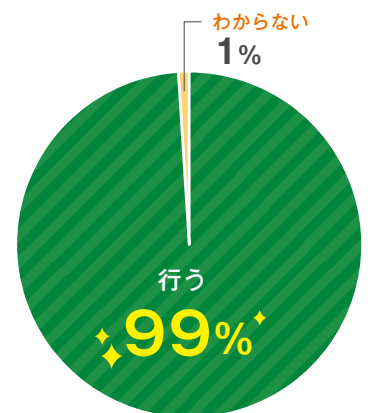
森林づくり活動公募事業による活動支援により、県民の森林を守り育てる気運は着実に高まっているとともに、県民参加による森林づくり活動の継続も期待されます。

■ アンケート結果

問1
事業を実施した事により参加者の森林を守り育てる気運は向上しましたか。



問2
今後も森林づくり活動を行いますか。



出典：県林業振興課調べ

2 情報発信事業

(1) 事業の実施状況と成果

《森林に関する普及啓発》

森林観察会の開催

毎年5月に開催するグリーンフェスティバルにおいて、適正に管理された人工林や原木市場、製材所等の見学を行う森林観察会を開催しました。(H20～H29 実績：20回開催 延べ404人参加)



適正に管理された人工林の見学



製材所の見学

森林環境教育の講師の派遣

次代を担う子どもたちに森林に親しみ、森林の大切さを学んでもらうため、小学校に森林環境教育の講師を派遣し、樹木観察やネイチャーゲームなどの活動を実施しました。

(H20～H29 実績：93回開催 延べ510人派遣 4,977人受講)



樹木観察



ネイチャークラフト



ネイチャーゲーム



森林に関する講話

森林教育研修の開催

森林・林業教育をより一層推進するため、教職員を対象とした森林教育研修を開催しました。
(H20～H29実績：15回開催 延べ153人受講)



森林セラピー体験



内装を木質化した教室の見学

もり 森林づくり活動安全講習会の開催

森林ボランティア団体等を対象に、森林内での安全な作業や、機械・道具の手入れや使い方などについての講習会を開催しました。(H20～H29実績：78回開催 延べ1,113人受講)



基礎講座(座学)



竹林整備



刈払機の操作



チェーンソーの操作

《福岡県森林環境税による事業の公表と啓発》

事業の実績等の公表

県ホームページや新聞広告、全戸配布の県広報紙など、様々な媒体を活用し、森林環境税による事業の実績、森林づくり活動公募事業の企画案の募集等について、県民へ周知しました。

(H20～H29 実績：新聞広告18回 県広報紙11回 県広報テレビ・ラジオ 28回など)



新聞広告(事業の実績等の公表)



森林づくり活動公募事業募集チラシ

ポスター、リーフレット、チラシの作成

荒廃森林の現状や間伐の効果、森林環境税による事業の内容や必要性などに関するポスター、リーフレット、チラシを作成しました。



リーフレット

各種イベントでのパネル展示、リーフレット等の配布

グリーンフェスティバルやウッドフェスタなどのイベントにおいて、森林環境税による取組を紹介するためのパネル展示やリーフレット、間伐材グッズ等の配布を行いました。

(H20～H29 実績：84回実施)

■ イベント来場者数

イベント名	開催地	来場者数(10年間延べ)
グリーンフェスティバル	久留米市	約14万5千人
ウッドフェスタ	福岡市 久留米市	約17万人
ふれあいフェスタ	久留米市	約2万3千人

出典：県林業振興課調べ



パネル展示



リーフレット配布



間伐材を活用したひのきの香り袋

ふくおかの森林づくり発表会の開催

森林ボランティア団体等によるさまざまな森林づくり活動を紹介する「ふくおかの森林づくり発表会」を開催しました。多くの県民の方々に、団体の活動内容や活動の効果、工夫した点、苦労した点、森林づくり活動の取組事例などについて知っていただく良い機会となりました。また、ボランティア団体間での交流の場にもなりました。

開催日 平成 21 年 8 月 21 日

開催場所 西鉄ホール(福岡市中央区)

参加者数 213 名

主な内容

- 森林環境税を活用した取組状況の報告
- 森林づくり活動公募事業の活動発表(4 団体)
- 森林ボランティア団体によるポスターセッション(24 団体)



開催日 平成 25 年 8 月 10 日

開催場所 アクロス福岡(福岡市中央区)

参加者数 245 名

主な内容

- 森林環境税を活用した取組状況の報告
- 森林づくり活動公募事業の活動発表(6 団体)
- 森林ボランティア団体によるポスターセッション(24 団体)



開催日 平成 29 年 10 月 22 日、23 日

開催場所

- 福岡県立四王寺県民の森センター(宇美町)
- 福岡県農林業総合試験場資源活用研究センター(久留米市)

参加者数 56 名

主な内容

- 森林環境税を活用した取組状況の報告
- 森林づくり活動公募事業の活動発表(7 団体)



《福岡県森林環境税事業評価委員会の開催》

事業の透明性を確保するため、外部の有識者で構成される森林環境税事業評価委員会を設置し、森林環境税による事業の実績の評価や、森林づくり活動公募事業の企画書の審査などを行っていただきました。



森林環境税事業評価委員会



現地視察

委員会で審査された内容は、県ホームページで公表しています。

<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/iinkai.html>



これまでに整備された森林では、水源かん養など森林の有する公益的機能が回復しつつある一方で、森林・林業を取り巻く情勢は厳しさを増しており、森林を森林所有者の林業活動だけでは支えられない状態が続いていることから、今後新たに森林の荒廃が進むことが懸念されています。

このため、平成30年度以降も福岡県森林環境税を継続し、森林の有する公益的機能の発揮に向けた施策や森林を守り育てる気運の向上に向けた施策に取り組んでいます。

1 森林の有する公益的機能の発揮に向けた施策

(1) 荒廃森林の整備

- 効果を長期的に発揮できる強度間伐等の工種を追加し、市町村が実施する森林整備を支援
- 森林整備と併せ、流木化する可能性の高い立木は伐採・搬出、急傾斜地では間伐材を利用した柵工を設置
- やむを得ず公的な管理が必要な森林の取得に要する経費等を支援



針葉樹と広葉樹が混在する森林

(2) 間伐実施体制の構築

- 自伐林家を育成するための技術研修を実施
- 自伐用機材の導入経費を支援
- 木材の集出荷場の整備経費を支援



自伐用機材
(小型バックホウと林内作業車)

(3) 松くい虫防除対策の強化

- 被害木の伐採・焼却等の駆除対策への支援を拡充
- 薬剤散布等の予防対策を支援

2 森林を守り育てる気運の向上に向けた施策

(1) 森林づくり活動の公募

- 県民が自ら企画立案し、実行する森林づくり活動への支援を拡充

(2) 森林にふれあう機会の創出

- 県民が身近にふれあえる森林の整備を支援

(3) 森林の重要性の情報発信

- 媒体やイベントにより事業の公表・啓発を実施
- 森林環境教育の実施校を拡大
- 森林づくり活動安全講習会を開催



森林の整備・保全活動を行う
ボランティア団体



県民が身近にふれあえる森林

福岡県森林環境税条例をここに公布する。
福岡県森林環境税条例

(課税の目的)

第一条 県は、県民が享受している水源のかん養、土砂災害等防止、地球温暖化の防止等森林の有する公益的機能の重要性にかんがみ、荒廃した森林の再生等を図る施策に要する費用に充てるため、福岡県税条例(昭和二十五年福岡県条例第三十六号。以下「県税条例」という。)に定める県民税の均等割の税率に関し、その特例として森林環境税を課する。

(定義)

第二条 この条例において「森林環境税」とは、次条及び第四条第一項の規定による加算額をいう。

(個人の県民税の均等割の税率の特例)

第三条 個人の県民税の均等割の税率は、県税条例第二十条の六の規定にかかわらず、同条に定める額に五百円を加算した額とする。

(法人等の県民税の均等割の税率の特例)

第四条 法人等の県民税の均等割の税率は、県税条例第二十条の十二の規定にかかわらず、同条の表の上欄に掲げる法人等の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額に、当該額に百分の五を乗じて得た額を加算した額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における県税条例第二十条の十二第二項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「福岡県森林環境税条例(平成十八年福岡県条例第六十二号)第四条第一項」とする。

(基金への積立て)

第五条 知事は、森林環境税に係る収納額に相当する額から賦課徴収に要する費用を控除して得た額を、福岡県森林環境税基金(福岡県森林環境税基金条例(平成十八年福岡県条例第六十四号)に基づく福岡県森林環境税基金をいう。)に積み立てるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において規則で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。

(平成一九年規則第六四号で平成二〇年四月一日から施行)

(個人の森林環境税に関する経過措置)

2 第三条の規定は、施行日の属する年度以後の年度分の個人の県民税の均等割の税率について適用し、施行日の属する年度前の年度分の個人の県民税の均等割の税率については、なお従前の例による。

(法人等の森林環境税に関する経過措置)

3 第四条の規定は、施行日以後に開始する事業年度若しくは連結事業年度又は地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第五十二条第二項第三号若しくは第四号の期間に係る法人等の県民税の均等割の税率について適用し、施行日前に開始した事業年度若しくは連結事業年度又は地方税法第五十二条第二項第三号若しくは第四号の期間に係る法人等の県民税の均等割の税率については、なお従前の例による。

(検討)

4 知事は、この条例の施行後十五年を目途として、この条例の施行の状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(平二四条例七二・平二九条例二七・一部改正)

(特例)

5 平成二十六年度から平成三十五年度までの各年度分の個人の県民税の均等割に限り、第三条の規定の適用については、同条中「第二十条の六」とあるのは「付則第六条の二第四項」と、「同条に定める額」とあるのは「同項の規定により読み替えて適用される県税条例第二十条の六に定める額」とする。

(平二四条例七・追加)

附 則(平成二四年条例第七号)抄

(施行期日)

第一条 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成二四年条例第七二号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成二九年条例第二七号)

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県森林環境税基金条例をここに公布する。
福岡県森林環境税基金条例

(設置)

第一条 森林の有する公益的機能の重要性にかんがみ、荒廃した森林の再生等を図る施策に要する費用に充てるため、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十一条第一項の規定に基づき、福岡県森林環境税基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、福岡県森林環境税条例(平成十八年福岡県条例第六十二号)第五条の規定により基金に積み立てる額とし、一般会計歳入歳出予算で定める。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。
2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第六条 知事は、第一条の目的を達成するため、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、福岡県森林環境税条例の施行の日から施行する。
(施行の日=平成二〇年四月一日)

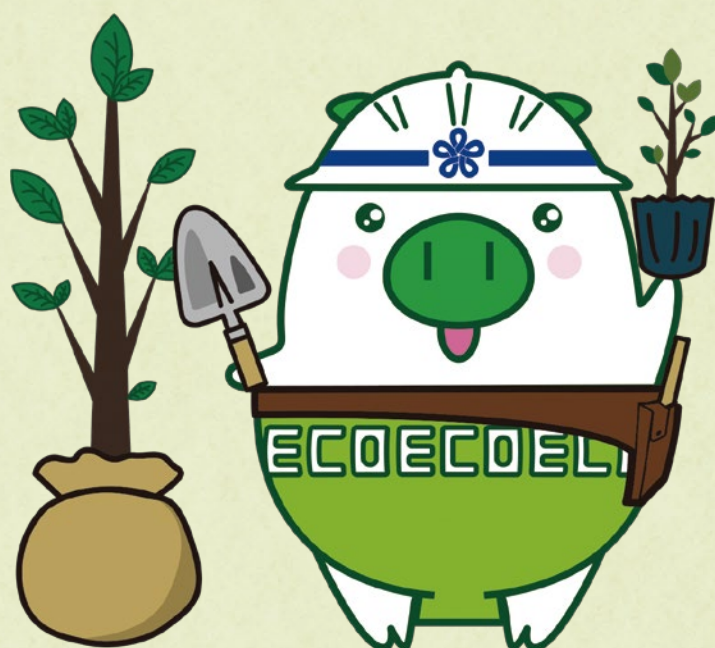
福岡県森林環境税事業報告書(平成20～29年度)

発行日：平成31年3月

編集発行者：福岡県

連絡先：福岡県農林水産部
林業振興課森林再生係

T E L：092-651-1111(代表)
092-643-3540(直通)



福岡県広報部長 エコトン

福岡県行政資料	
分類記号：PF	所属コード：4701002
登録年度：30	登録番号：0005

この事業報告書は、「福岡の森の木になる紙」を使用しています。